

令和 年 月 日 執行

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙ポスター掲示場

四万十市選挙管理委員会

一 この掲示場は、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の候補者以外の方は使用できません。

二 選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターは、立候補の届出の順位と同じ番号が表示してある区画にはつてくください。

三 掲示板を壊したり、ポスターを破ったりすると罰せられます。

7	5	3	1
8	6	4	2

※区画の線の幅は1cmであること。

- 備考
- ポスターを掲示する各区画面の大きさはタテ、ヨコともおおむね45センチメートルとする。
 - ポスターを掲示する区画には、右上から順に、1から当該選挙のポスター掲示場に関して委員会で定められた数までの番号を付す。
 - 掲示面は、ベニヤ板タイプ1又はこれに準じる厚さ6ミリメートル程度のもので、耐水及び耐熱のものとし、設置期間中の風雨に耐えるものとする。
 - 既存の構造物を利用して掲示板を設置する場合には、脚は設けないことができる。
 - 区画数が変更となる場合があります。